

陸上自衛隊の補給等に関する訓令を次のように定める。

昭和34年12月22日

防衛庁長官 赤城宗徳

陸上自衛隊の補給等に関する訓令

改正	昭和45年3月20日隊訓第1号	平成16年3月29日隊訓第21号
	昭和57年4月30日隊訓第19号	平成17年3月24日隊訓第10号
	昭和59年6月30日庁訓第37号	平成18年3月27日隊訓第20号
	平成7年3月22日隊訓第10号	平成18年7月28日庁訓第83号
	平成10年3月20日隊訓第12号	平成19年1月5日庁訓第1号
	平成12年3月27日隊訓第16号	平成19年3月27日省訓第10号
	平成13年1月6日庁訓第2号	平成19年8月30日省訓第145号
	平成13年3月27日隊訓第20号	平成20年3月25日省訓第12号
	平成14年3月26日隊訓第38号	平成22年3月25日省訓第8号
	平成15年3月26日隊訓第17号	平成27年10月1日省訓第39号

目次

- 第1章 総則（第1条—第2条の2）
- 第2章 調達、保管及び補給（第3条—第10条）
- 第3章 整備（第11条—第18条）
- 第4章 業務等の検査（第19条—第21条）
- 第5章 雑則（第22条—第24条）
- 附 則

第1章 総 則

（目的及び適用範囲）

- 第1条 この訓令は、陸上自衛隊における装備品、航空機及び食糧その他の需品（以下「装備品等」という。）の調達、保管、補給及び整備（以下「補給等」という。）並びにこれらに関する調査研究に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 防衛出動、治安出動及び災害派遣の場合における補給等については、別に定める

もののほか、この訓令による。

- 3 海上自衛隊、航空自衛隊、防衛省本省の施設等機関、防衛監察本部、地方防衛局及び防衛装備庁に対する補給等の支援に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 有償及び無償の供与品の調達に関し必要な事項（「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」に基く供与品の受領等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第1号）に規定する事項を除く。）は、別に定める。

（用語の意義）

第2条 この訓令において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に示すとおりとする。

- (1) 「需給統制」とは、装備品等の所要量を適切に決定し、決定された所要量に基づき必要な調達を行ない、もつて需給の均衡を図ることをいう。
- (2) 「在庫統制」とは、部隊等が必要とする装備品等に係る所要に速やかに応じるため、在庫品を効率的に配分し、装備品等の在庫量を適正に維持することをいう。
- (3) 「整備」とは、装備品等を常に良好な状態に維持し又は使用不能の装備品等を使用可能な状態に回復するため、点検、検査、試験、手入、給油、調整、修理、改造又は再生等を行なうことをいう。
- (4) 「本部長」とは、補給統制本部長をいう。
- (5) 「補給処」とは、陸上自衛隊北海道補給処、陸上自衛隊東北補給処、陸上自衛隊関東補給処、陸上自衛隊関西補給処及び陸上自衛隊九州補給処をいう。
- (6) 「方面区」とは、各方面隊が担当するそれぞれの警備区域をいう。

（補給統制本部の統制業務）

第2条の2 処長は、補給等及びこれらに関する調査研究を実施するに当たっては、本部長の統制に従うものとする。この場合において、防衛大臣が、自衛隊法（昭和29年法律第165号。以下「法」という。）第26条第3項ただし書の規定により方面総監に処長を指揮監督させるときは、当該方面総監は、その指揮監督する処長が本部長の統制に従うよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 本部長は、陸上自衛隊における補給等及びこれらに関する調査研究の実施に関し、処長に対して必要な指示を行い、また、処長から必要な報告を受けるものとする。

第2章 調達、保管及び補給

(補給カタログの作成)

第3条 陸上幕僚長又はその指定する者は、装備品等の名称、物品番号、取扱単位、規格、価格、耐用年数、消耗品及び非消耗品の別その他補給等の業務のせいいつな実施を図るため必要な事項を記載した補給カタログを作成するものとする。

(保有基準の設定)

第4条 陸上幕僚長又は本部長は、補給処、野整備部隊及び駐屯地業務隊（駐屯地業務隊が置かれていない駐屯地にあつては、駐屯地業務を行う部隊等。以下同じ。）

(以下「補給整備部隊等」という。)が補給のため保有を要する装備品等の数量の基準として、保有基準を設定するものとする。

(需給統制)

第5条 陸上幕僚長は、主要装備品その他陸上幕僚監部において特に需給統制を必要とする品目（以下「陸幕統制品目」という。）について、陸上自衛隊全体の需給統制を行うものとする。

2 本部長は、陸幕統制品目以外のもので、陸上自衛隊として規格統一を必要とする品目又は補給統制本部において需給統制を必要とする品目（以下「補給統制本部統制品目」という。）について、陸上自衛隊全体の需給統制を行うものとする。

3 処長は、陸幕統制品目及び補給統制本部統制品目以外のもので、補給処において調達が可能であり、かつ、補給処において調達することを有利とする品目（以下「補給処統制品目」という。）について、当該補給処の所在する方面区内の需給統制を行うものとする。

4 本部長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認める場合には、補給処統制品目について、陸上自衛隊全体の需給統制を行うことができる。

5 陸幕統制品目、補給統制本部統制品目及び補給処統制品目の細部は、陸上幕僚長が定める。

6 第1項から第3項までに掲げる品目以外のものの需給統制については、陸上幕僚長の定めるところにより、本部長及び処長以外の部隊等の長が行うものとする。

(調達の実施区分)

第6条 陸幕統制品目の調達は、陸上幕僚長の要求又は指示に基づき、防衛装備庁又は補給統制本部において実施する。

2 補給統制本部統制品目の調達は、補給統制本部において、又は本部長の指示に基づき補給処において実施する。

- 3 補給処統制品目の調達は、補給処において実施する。
- 4 陸幕統制品目、補給統制本部統制品目及び補給処統制品目以外の品目の調達は、陸上幕僚長が定める部隊等において実施する。
- 5 前各項に掲げる調達を当該各項に定める部隊等以外の部隊等において実施させる場合については、陸上幕僚長が定めるものとする。

(補給統制本部において行う調達の事務)

第6条の2 法第27条の3第1項に規定する法第26条第1項に規定する調達の事務のうち防衛大臣が定めるものは、調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（昭和44年防衛庁訓令第27号）第10条第1項に規定する受領検査の事務（補給統制本部において受領される調達品等に係るものを除く。）以外の事務とする。

(調達実施要領)

第7条 陸上自衛隊における調達実施要領は、陸上幕僚長が定める。

(保管に関する基準の作成)

第7条の2 陸上幕僚長又は陸上幕僚長の定めるところにより本部長は、装備品等の保管に関する基準を作成するものとする。

(在庫統制)

第7条の3 陸上幕僚長は、陸幕統制品目のうち陸上幕僚長が定める品目（以下「陸幕規制品目」という。）について、陸上自衛隊全体の在庫統制を行うものとする。

2 本部長は、陸幕統制品目（陸幕規制品目を除く。次項及び第5項において同じ。）及び補給統制本部統制品目について、2以上の方面区の間在庫統制を行うものとする。

3 処長は、陸幕統制品目、補給統制本部統制品目及び補給処統制品目について、各補給処の所在する方面区内の在庫統制を行うものとする。

4 陸上幕僚長が指定する部隊等の長は、陸幕統制品目、補給統制本部統制品目及び補給処統制品目以外の品目について、陸上幕僚長の定めるところにより、在庫統制を行うものとする。

5 本部長は、第2項又は第3項の規定にかかわらず、必要があると認める場合には、陸幕統制品目、補給統制本部統制品目及び補給処統制品目について、陸上自衛隊全体の在庫統制を行うことができる。

(補給担当区分)

第8条 補給処は、通常その所在地の属する方面区内に所在する部隊等に対する補給

を担当するものとする。

- 2 補給統制本部、陸上自衛隊中央業務支援隊及び地理情報隊は、陸上幕僚長が定める品目について、全国に所在する部隊等に対する補給を担当するものとする。
- 3 野整備部隊の補給担当区分は、陸上幕僚長が定めるものとする。
- 4 駐屯地業務隊は、陸上幕僚長が定める品目について通常当該駐屯地に所在する部隊等に対する補給を担当するものとする。

(補給の系統)

第9条 装備品等の補給の系統は、通常次の各号のとおりとする。

- (1) 使用部隊等は、陸上幕僚長の定めるところにより、補給整備部隊等から補給を受けるものとする。
- (2) 駐屯地業務隊は、自ら調達するもののほか、陸上幕僚長の定めるところにより野整備部隊又は補給処から補給を受けるものとする。
- (3) 野整備部隊は、その所在する方面区に所在する補給処又は本部長の指示を受けた補給処から補給を受けるものとする。
- (4) 補給処は、自ら調達するもののほか、本部長の指示を受けた補給処から補給を受けるものとする。

(補給の方式)

第10条 補給は、陸上幕僚長が必要と認める場合を除き、補給をうける部隊等からの請求に基づき実施する。

- 2 前項の請求数量の算定は、防衛大臣、陸上幕僚長又は本部長の定めた諸定数、諸基準に基づき行うものとする。

第3章 整備

(整備の類別)

第11条 部隊等に付与する整備上の任務及び責任を明らかにするため、整備を分けて部隊整備、野整備及び補給処整備の3種とする。

(整備の段階区分)

第12条 整備の範囲を技術的に分けて、第1段階整備から第3段階整備までの3段階(航空機及び航空機用機器(以下「航空機等」という。))の整備にあつては、第1段階整備から第5段階整備までの5段階)とする。ただし、段階区分を設ける必要がない装備品等についてはこの限りでない。

(整備の類別と段階区分との関係)

第13条 部隊整備とは、使用部隊等が自ら実施する整備をいい、通常第1段階整備（航空機等の整備及び指定部隊で実施する整備にあつては、第1段階整備及び第2段階整備）がこれに相当する。

2 野整備とは、野整備部隊が使用部隊等を支援するために実施する整備をいい、通常第2段階整備（航空機等の整備にあつては、第3段階整備）がこれに相当する。

3 補給処整備とは、補給処が実施する整備をいい、通常第3段階整備（航空機等の整備にあつては、第4段階整備及び第5段階整備）がこれに相当する。

（整備担当区分）

第14条 方面区内に所在する部隊等の装備品等（陸上幕僚長の定めるもの（航空機等を除く。）に限る。）の第3段階整備並びに航空機等の第4段階整備（陸上幕僚長の定めるものに限る。）及び第5段階整備は、本部長の指示に従い、補給処において実施するものとする。

2 方面区内に所在する部隊等の装備品等（航空機等を除く。）の第3段階整備（前項に規定するものを除く。）及び航空機等の第4段階整備（前項に規定するものを除く。）は、通常当該方面区内に所在する補給処が実施する。

3 方面区内に所在する部隊等の装備品等（航空機等を除く。）の第2段階整備及び航空機等の第3段階整備は、陸上幕僚長の定める担当区分により、通常当該方面区内に所在する野整備部隊が実施する。

4 駐屯地に所在する部隊等の被服その他需品の陸上幕僚長が定める範囲の整備は、通常当該駐屯地の駐屯地業務隊が実施するものとする。

（整備実施の原則）

第15条 部隊等は、整備の類別及び段階区分に従い整備を実施するものとする。ただし、必要に応じ、各類別に相当する整備の段階区分より下位の段階の整備を実施することができる。

2 部隊等は、その任務とする類別に相当する段階区分より上位の段階の整備については、当該担当の補給整備部隊等又は補給統制本部に整備の要求を行うものとする。ただし、陸上幕僚長が定めた場合はこの限りでない。

（外注整備）

第16条 補給処整備のうち、整備の要求が補給処の人員、機械器具、施設等の整備能力をこえるものについては、当該整備の実施を外注することができる。

2 部隊整備又は野整備のうち、特別の事由のあるものについては、陸上幕僚長の定

めるところに従い、当該整備の実施を外注することができる。

(技術的基準の設定)

第17条 装備品等ごとの整備の段階区分及び修理、再生その他整備の技術的基準は、陸上幕僚長又は本部長が設定するものとする。

(改造の禁止)

第18条 装備品等の改造は、陸上幕僚長の定めるもののほか個人又は部隊等においてみだりに行なつてはならない。

第4章 業務等の検査

(補給整備検査)

第19条 補給整備検査は、補給等に関する業務の有効性及び能率性を検査、把握し、更にその改善向上に資することを目的とする。

2 陸上幕僚長又は部隊等の長は、定期又は臨時に補給整備検査を行うものとする。

(物品管理に関する検査との関係)

第20条 前条第2項の規定による補給整備検査は、物品管理法（昭和31年法律第113号）第39条の規定による物品管理の検査とあわせ実施するものとする。

(技術検査)

第21条 技術検査は、装備品等の使用可能度を判定し、将来の補給等の所要量を見積ることを目的とする。

2 陸上幕僚長は、検査すべき装備品等を指定して定期的に技術検査を行うものとする。

第5章 雑則

(履歴記録)

第22条 陸上幕僚長は、主要な装備品等の使用、整備等に関する履歴を明らかにするため履歴記録の様式、取扱要領等必要な事項を定め、装備品等を使用又は保管する部隊等の長に作成保管させるものとする。

(技術援助業務)

第23条 本部長及び補給整備部隊等の長は、補給等の担当区分に従い、関係部隊等の長に所要の技術上の勧告、助言その他の援助を与えるものとする。

(委任規定)

第24条 この訓令に定めるもののほか、補給等及びこれらに関する調査研究の実施に関し、必要な事項は陸上幕僚長が定める。

附 則

1 この訓令は、昭和35年4月1日から施行する。ただし、中央補給処（長）に関する規定は、需品補給処（長）、施設補給処（長）及び衛生補給処（長）については、昭和35年10月1日から施行する。

2 装備品等の整備に関する訓令（昭和29年保安隊訓令第18号）及び陸上自衛隊の補給処の担当区域等に関する訓令（昭和30年陸上自衛隊訓令第11号）は、廃止する。

附 則（昭和45年3月20日陸上自衛隊訓令第1号）

この訓令は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日防衛庁訓令第19号）

この訓令は、昭和57年4月30日から施行する。

附 則（昭和59年6月30日防衛庁訓令第37号）

1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

2 防衛庁職員給与法の改正に伴う職員の俸給の切替えに関する訓令（昭和35年防衛庁訓令第57号）及び昭和35年12月22日以降昇任した隊員の俸給月額の仮指定に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第1号）は、廃止する。

附 則（平成7年3月22日陸上自衛隊訓令第10号）

この訓令は、平成7年3月28日から施行する。

附 則（平成10年3月20日陸上自衛隊訓令第12号）

この訓令は、平成10年3月26日から施行する。

附 則（平成12年3月27日陸上自衛隊訓令第16号）

この訓令は、平成12年3月28日から施行する。

附 則（平成13年1月6日防衛庁訓令第2号）抄

1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月27日陸上自衛隊訓令第20号）

この訓令は、平成13年3月27日から施行する。

附 則（平成14年3月26日陸上自衛隊訓令第38号）

この訓令は、平成14年3月27日から施行する。

附 則（平成15年3月26日陸上自衛隊訓令第17号）

この訓令は、平成15年3月27日から施行する。

附 則（平成16年3月29日陸上自衛隊訓令第21号）

この訓令は、平成16年3月29日から施行する。

附 則 （平成17年3月24日陸上自衛隊訓令第10号）

この訓令は、平成17年3月28日から施行する。

附 則 （平成18年3月27日陸上自衛隊訓令第20号）

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則 （平成18年7月28日防衛庁訓令第83号）抄

1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則 （平成19年1月5日防衛庁訓令第1号）抄
（施行期日）

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則 （平成19年8月30日防衛省訓令第145号）抄
（施行期日）

1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則 （平成20年3月25日防衛省訓令第12号）抄
（施行期日）

1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則 （平成22年3月25日防衛省訓令第8号）抄
（施行期日）

1 この訓令は、平成22年3月26日から施行する。

附 則 （平成27年10月1日防衛省訓令第39号）（抄）
（施行期日）

第1条 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。